



年末にかけてご注意ください!!



『海産物の電話勧誘販売・送り付け』



カニなどの魚介類を勧める電話があり、強引に契約をさせられたり、断ったのに商品が届いたなどの相談が寄せられています。
海産物の購入機会が増える年末にかけて、特に注意してください。

【～相談事例～】

- 過去に利用したことがあるという海産物店から勧誘の電話があった。不審だ。
- 知らない業者からカニを勧められ承諾したが、やっぱりやめたい。事業者名もはっきりせず、連絡が取れない。
- 何度も断っているのに「来月に届ける」と言われ一方的に電話を切られた。



出典：消費者庁イラスト集より

【消費者へのアドバイス】

- ✓少しでもおかしいと感じたら、きっぱり断りましょう。
- ✓断ったのに商品が届いたら、受け取り保留や拒否ができます。代金を支払わないようにしましょう。
- ✓不安なとき、トラブルになったときは、消費生活センターや警察に相談しましょう。

◎ 電話勧誘で契約した時は、クーリング・オフができます。



* 消費者ホットライン 『188(いやや!)』

* 警察相談専用電話 『#9110』



県内の大学生や高校生が
企画・出演したケロ!

**NEW!! 若年者向け
「消費者のための動画のへや」**



【脱毛エステ編】



【出会い系サイト・アプリ編】



【クラスTシャツ編】

県消費生活センターでは、最近多い悪質商法の手口と対策について紹介した動画を作成しています。

この度、新しく若年者が陥りやすい消費者トラブルの啓発動画を3本、県ホームページ『消費者のための動画のへや』で公開しています。

他にも、「障がい者・高齢者・見守りの方」向けなど、様々な動画で被害を防ぐポイントをわかりやすく紹介しています。『県公式やまがた Channel (YouTube コンテンツ)』からもご覧いただけます。ぜひ皆さんご視聴ください。



こちらからご視聴いただけます。→



開催しました!

「村山地区消費生活サポーター等研修会」

11月5日(火)山形県建設会館において、弁護士の栗野和之氏を講師に招き研修会を開催しました。第一部では「高齢者にかかわる諸問題・課題」について、実際の事例を示しながら、成年後見制度をわかりやすく解説していただきました。



第二部では、当センター職員が、「地域見守りネットワークと見守りのポイント」について説明、県作成動画を紹介しました。



12月・1月の消費生活法律相談日

- 12月 11日 (水)
- 1月 15日 (水)

午後 2 時 30 分から
午後 4 時 30 分まで

弁護士が無料でアドバイスします。
事前予約が必要ですので、県消費生活センターまでお問合せ下さい。

山形県消費生活センター

〒990-8570

山形市松波2-8-1 (山形県庁2階)

《相談受付》月曜～金曜 9:00～17:00

《電話番号》023-624-0999

**消費者ホットライン188番も
ご利用ください**

ホームページはこちらから→

